

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年6月29日

長野県公安委員会委員長 山田 千代子

長野県公安委員会規則第10号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

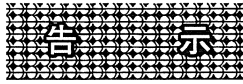
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

交通規制課



長野県告示第358号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき、令和5年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

市町村森林整備支援事業補助金交付要綱（令和5年4月28日付け5森政第69号林務部長通知）の規定に基づく補助金

人事課

長野県告示第359号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市信州新町日原東字降沢550・字雨降沢574・577の1・582の2・601のイ・602（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字降沢559の1、559の2、字雨降沢575、576、577の2、582の1、584、600

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第360号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
伊那市高遠町芝平1048の3（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
高遠町芝平1048の3（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第361号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
大町市美麻字延藤畠4457から4462まで、4464のイ、4464のロ、字延藤田4463、字入口4465、4466、4509、4510、4511のイ、4511のロ、字山ノ神4503から4506まで、4507のイ、4507のロ、4508、字小カヤバ4534、字滝ノ平4666、4667、字ヌケ畑ケ4676のイ、4676のロ、4676のハ、字入沢4677のイ、4677のロ、4678
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第362号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

茅野市北山字渋川南平8184の1・北山8203の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字渋川南平8182の1、8185のイ、8185のロ、字山ノ神下8184のハ、字山神下8186、8187のイ、8187のロ、8184の1地先・8184の3地先・8184のロ地先・8185のイ地先・8186地先・8187のロ地先・8188のイ地先・8188のロ地先・8203の2地先・8209の1地先（以上10筆地先について次の図に示す部分に限る。）、8191の1地先・8203の2地先・8208の1地先・8208の5地先（以上4筆地先について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第363号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字贅川字石嵐1257の16・字折戸1129の1・1134の1・1136のロ（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字下遠921、923の2、923の3、字折戸1125の1、1137の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第364号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字小野字畔尾5170の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第365号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木曾町開田高原末川4468の3、4468の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第366号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

埴科郡坂城町大字南条字日向山4302の2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第367号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪郡富士見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士見町（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士見町（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第368号

箕輪町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 カラーデジタル空中写真

2 作業期間

令和5年6月15日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

上伊那郡箕輪町

建設政策課

長野県告示第369号

河川区域の変更により廢川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県佐久建設事務所北部事務所において縦覧に供します。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

- 河川の名称
信濃川水系 一級河川 湯川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和5年6月29日
- 廃川敷地等の位置
佐久市岩村田字坂下2529番2及び2531番2
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 723.95平方メートル
- 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第370号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

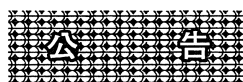
その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び飯綱町役場に備え置きます。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
若宮上	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域	上水内郡飯綱町	芋川	入道	6123番1	1号
		〃	〃	〃	6121番1	2号、3号、4号及び5号
		〃	〃	〃	6035番2	6号
		〃	〃	〃	6013番6	7号

砂防課



公告

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第2条第1項の規定により、令和5年6月15日付けで次の者を表彰しました。

令和5年6月29日

長野県知事 阿部 守一

産業功労者

今井 頌治	小坂 和夫	國安 哲夫
久保田 久敏	杉山 茂実	滝沢 貢吉
長岡 義明	原 義博	福士 和成
水本 豪	桃沢 傳	依田 方伯
豊田 実	中野 長男	御子柴 茂樹
北原 曜		

地方自治功労者

風間 辰一	高村 京子	丸山 栄一
足立 正則	唐澤 一寛	下川 正剛
牧野 光朗	井出 薫	栗生 勝由
小林 正子	高橋 要三	竹澤 秀幸
南波 清吾	原田 重美	